

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

岩見沢市では、ノーマライゼーションの理念を基本とし、障がいのある方とない方がともに支え合うまちづくりを推進するため、平成17年3月に「岩見沢市障がい者福祉計画」を策定し、障がいのある方が地域の中で自立し、生きがいをもちながら、安心してその人らしい生活を送ることができる「共生社会」の実現を目指してきました。また、平成18年度以降3期にわたり「岩見沢市障がい福祉計画」を策定して、障害福祉サービスなどの提供体制の確保を図ってきました。

一方、わが国では、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締結に向け、国内の障がい者施策にかかわる法の整備を行ってきました。

平成23年8月には、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定め、すべての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現を目的として、「障害者基本法」が改正されました。

平成24年10月には、障がいのある方への虐待の防止、養護者への支援等に関する施策を促進し、障がいのある方の権利利益の擁護を目的として、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

平成25年4月には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的として、「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行されました。

平成25年6月には、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成28年4月に施行される予定です。

こうした国内の法整備の動きにより、平成26年1月には、わが国で「障害者権利条約」が締結されました。

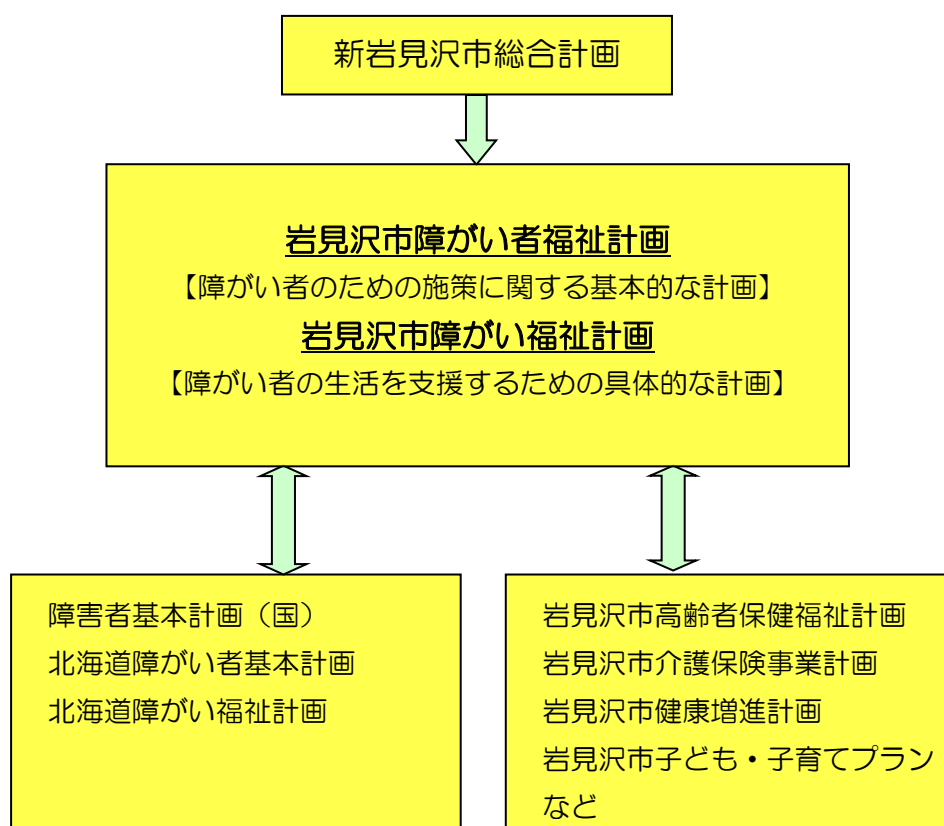
このような状況を踏まえ、本市では、平成26年度に「岩見沢市障がい者福祉計画」及び「岩見沢市障がい福祉計画（第3期）」の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標を検証するとともに、障がい者施策を総合的に推進するため、「岩見沢市障がい者福祉計画（第2期）」及び「岩見沢市障がい福祉計画（第4期）」を策定しました。

## 2 計画策定の基本的な考え方

「岩見沢市障がい者福祉計画（第2期）」及び「岩見沢市障がい福祉計画（第4期）」は、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」の定めに加え、次の事項を踏まえて策定しました。

- (1) これまでの計画の考え方を基本としながら、障がい者施策の変遷や、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けてこれまで国が進めてきた制度改革の動きを踏まえて策定しました。
- (2) 「障害者基本法」に基づき策定された「障害者基本計画（国）」及び「北海道障がい者基本計画」、「障害者総合支援法」に基づき策定された「北海道障がい福祉計画」との整合を図るとともに、本市の地域特性を反映しました。
- (3) 「新岩見沢市総合計画」の考え方に即すとともに、「岩見沢市高齢者保健福祉計画」や「岩見沢市介護保険事業計画」及び「岩見沢市健康増進計画」、「岩見沢市子ども・子育てプラン」など、本市における他の関連計画との調和を図りました。

### 【参考】他の計画との関係図

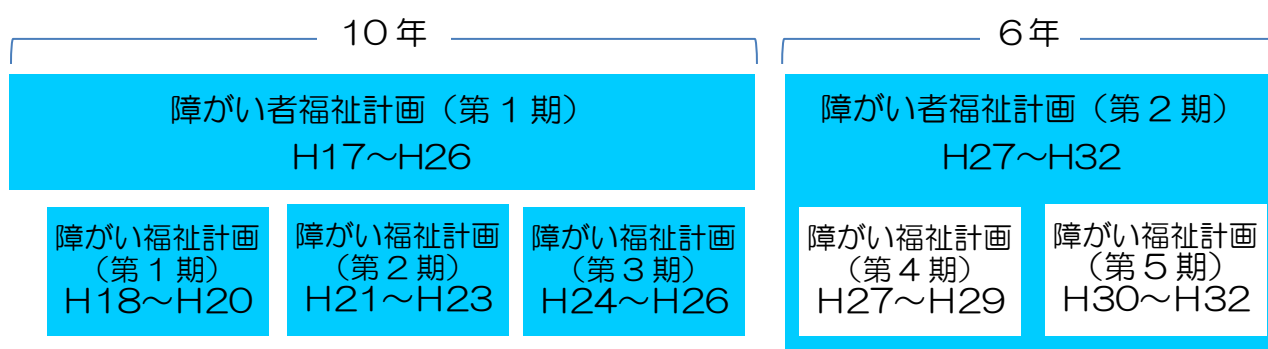


### 3 計画の期間

「岩見沢市障がい者福祉計画（第2期）」の期間は、平成27年度から平成32年度までの6か年とします。なお、社会情勢などの変化により、必要が生じた場合には見直しを行います。

「岩見沢市障がい福祉計画（第4期）」の期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

#### 【参考】計画の期間



### 4 計画の対象範囲

この計画は、障がいのある方やその家族・介助者をはじめとした全ての市民を対象とします。

この計画でいう障がいのある方とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病などのその他心身の機能の障がいがある方であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方をいいます。

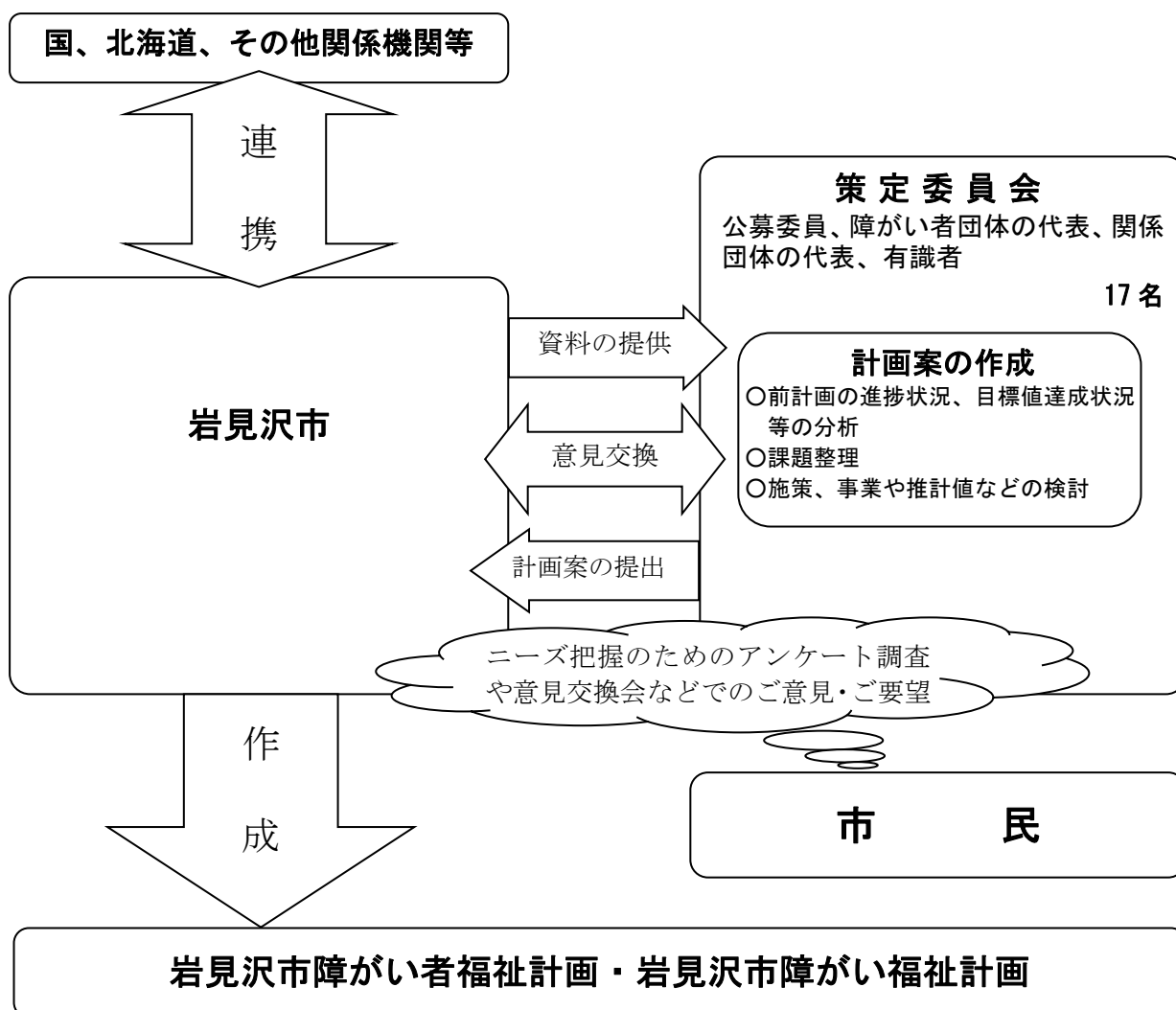
## 5 計画策定体制

この計画の策定にあたっては、公募による市民、障がい者団体の代表、福祉団体の代表、各種関係団体の代表、有識者の17名で構成する「岩見沢市障がい者福祉計画及び障がい福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

策定委員会は、平成26年6月から平成27年3月まで合計5回開催しました。

また、庁内の障がい者福祉施策と関連する部署と協議を行い、総合的に関連づけて計画策定を進めました。

### 【参考】計画策定体制のイメージ



## 6 市民の意見反映

この計画の策定にあたっては、広く市民の意見を反映させるため、障がいのある方全員と、障がいのない方から無作為に抽出した市民を対象として、意見等を収集するアンケート調査を行いました。

また、障がいのある方やそのご家族及びボランティア団体や事業所の関係者の方々の意見等を直接伺って計画に反映させるため、意見交換会を開催しました。

さらに、各事業所の利用者やそのご家族の方々などから意見等を提出していただきました。

なお、アンケート調査の結果や意見交換会等の意見のうち、計画に反映しきれなかった部分については、今後の取組みの参考にします。

## 7 計画の推進

この計画は、保健・医療・福祉をはじめ、教育・まちづくり・防災など広範囲にわたるものであり、総合的に各施策を推進していく必要があるため、市民、事業者、ボランティア、関係機関、当事者、そして行政が、それぞれ主体となって役割を果たしつつ、協働・連携により計画を推進します。

## 8 達成状況の検証と評価

この計画で定める事項の達成状況について、計画終了時までには検証及び評価を行い、次期計画に反映させます。

検証と評価にあたっては、北海道をはじめ、各施策の関連機関や団体などと随時情報交換を行うとともに、必要に応じ、「岩見沢市障がい者福祉施策推進懇話会」などで協議を行います。